

チューインガムの表示に関する公正競争規約及び施行規則

昭和50年9月12日公正取引委員会告示第26号

変更 平成30年12月27日公正取引委員会・消費者庁告示第19号

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、チューインガムの表示を適正化するための事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「チューインガム」とは、ガムベースに必要により糖類、香料等を加えて製造した菓子類をいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、チューインガムを製造し、加工し、販売し、又は輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に規定する表示をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、チューインガムの容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項をそれぞれチューインガムの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項の「ガムベース」とは、植物分類学上アカテツ科、キョウチクトウ科、クワ科、トウダイグサ科等に属する樹木から採取された植物性樹脂、酢酸ビニル樹脂、エステルガム等チューインガムのかみかすを構成するものをいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第2条 規約第3条第1項の規定により表示すべき必要な表示事項については、次に掲げる基準に基づき、別記様式1から別記様式3により表示すること。</p> <p>ただし、別記様式1から別記様式3による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>名称の表示は、「名称」の文字の後に、チューインガムである旨を表示すること。ただし、「〇〇ガム」とすることができる。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>原材料名の表示は、「原材料名」の文字の後に、使用した原材料を次に規定するところにより表示すること。</p> <p>ア 使用した原材料は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 添加物</p> <p>(4) 内容量</p> <p>(5) 賞味期限</p> <p>(6) 保存の方法</p>	<p>イ 2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、当該原材料を次に定めるところにより表示する。</p> <p>(7) 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあっては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。</p> <p>(イ) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合については、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することができる。</p> <p>(3) 添加物            添加物の表示は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示すること。</p> <p>(4) 内容量            内容量の表示は、「内容量」の文字の後に、「グラム」又は「g」と表示すること。ただし、「枚」、「個」、「本」又は「粒」等と表示することができる。</p> <p>(5) 賞味期限            食品表示基準第3条第3項の規定に基づき、省略することができる。</p> <p>(6) 保存の方法            食品表示基準第3条第3項の規定に基づき、省略することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(7) 原産国名</p> <p>(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</p>	<p>(7) 原産国名 原産国名の表示は、輸入品について、「原産国名」の文字の後に、原産国名を表示すること。</p> <p>(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。</p> <p>(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 ア 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。 イ アの規定にかかわらず、前号の事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 ウ アの規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。 この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 (7) 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先 (イ) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス (ウ) 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若し</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(10) 栄養成分の量及び熱量</p> <p>(11) かんだあとの措置</p> <p>(12) <u>原料原産地名</u></p>	<p>くは名称及び製造所固有記号</p> <p>(10) 栄養成分の量及び熱量 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量は、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示すること。</p> <p>(11) かんだあとの措置 かんだあとの措置の表示は、「かんだあとは紙に包んでくずかごに捨てましょう」などと表示すること。</p> <p>(12) <u>原料原産地名</u> 原料原産地名の表示は、食品表示基準第3条第2項の規定に従い表示すること。</p>
<p><u>2 次に掲げる事項の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</u></p>	<p><u>2 規約第3条第2項第1号に規定するアレルギーの表示については、食品表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあっては、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより表示しなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>アレルギー</u></p> <p>(2) <u>ラーフェニルアラニン化合物を含む旨</u></p>	<p>3 <u>アスパルテームを含む食品にあっては、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより、ラーフェニルアラニン化合物を含む旨を表示しなければならない。</u></p>
<p><u>3 紙製及びプラスチック製の容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。</u></p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 <u>事業者は、チューインガムに、チューインガムの風味の特徴を示すもの（果物類等、コーヒー、紅茶、抹茶等）の名称又は絵若しくは写真を表示する場合は、施行規則で定める基準によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料の製品に占める重量の割合を「○○△△%」（○○は原材料の名称。以下この項において同じ。）又は「無果汁」等と明瞭に</u></p>	<p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第3条 <u>規約第4条に規定する原材料の基準（果物類等については、生ものに換算した重量）は、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>果物類等にあっては、全重量の3パーセント以上であること。</u></p> <p>(2) <u>コーヒーにあっては、コーヒー生豆に換算して全重量の1.5パーセント以上であること。</u></p> <p>(3) <u>紅茶、抹茶等にあっては、風味を特徴づけるのに十分な量であること。</u></p> <p>(4) <u>ハーブにあっては、風味を特徴づけるのに十分な香気成分を含むこと。</u></p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>商品名と同一面の同一視野内に表示した場合</p> <p>(2) <u>2種類以上の原材料を使用しているものであって、当該原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を、施行規則に定めるところにより、明瞭に商品名と同一面の同一視野内に表示した場合</u></p> <p>(3) <u>原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満であり、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「○○香料使用」と明瞭に商品名と同一面の同一視野内に表示した場合</u></p> <p>(4) <u>当該原材料の香料のみを使用しているものについて、当該原材料の香料を使用した旨を「○○香料使用」と明瞭に商品名と同一面の同一視野内に表示した場合</u></p> <p>(5) <u>果物の名称が長く表示が困難なもの、又は、2種類以上の果物の香料を使用したものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商品名と同一面の同一視野内に表示した場合</u></p> <p>(6) <u>(5)のもの又は果物の香料を使用した製品を2種類以上詰め合わせたものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商</u></p>	<p>(5) <u>コーラ、ソーダにあつては、風味を特徴づけるのに十分な香気成分を含むこと。</u></p> <p>(6) <u>その他の場合については、公正取引協議会において検討の上、合意を得ること。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する原材料のうち第3号、第4号及び第5号を除く2種類以上の原材料を使用したものについては、当該原材料について規定するそれぞれの基準量を使用した原材料数で除した量以上を含むこととする。</u></p> <p>3 <u>規約第4条第1項第2号に定める表示の方法は、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>2種類以上の同種の原材料をまとめた名称を表示し、当該原材料の合計に占める重量の割合を表示した次に、個別の原材料名を、括弧を付して重量の割合の多いものから順に表示した場合（「◎◎△△%（○○、○○）」（◎◎は同種の原材料をまとめた名称））。ただし、括弧内は省略することができる。</u></p> <p>(2) <u>当該原材料の製品に占める重量の割合の多い順に、個別に「○○△△%、○○△△%」と列記して表示した場合。ただし、個別の割合の表示に代えて、原材料名を列記した後に、その合計の数値を「合計△△%」と表示することができる。</u></p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>品名と同一面の同一視野内に表示した場合</p> <p><u>(7) その他全国チューインガム業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）において検討の上、合意を得た場合</u></p> <p>2 事業者は、チューインガムに「果汁入り」、「コーヒー使用」など特に表示する場合は、その使用量を併せて明示しなければならない。</p> <p>3 事業者は、チューインガムに、果物類等、<u>コーヒーその他の原材料を豊富に含有する旨を表示する場合は、施行規則に定める基準によらなければならない。</u></p> <p>4 事業者は、チューインガムについて、<u>特定の出産地のもの、有機農産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示すること。ただし、その割合が 100 パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。</u></p> <p>(1) 特色のある原材料が製品の原材料及び添加物に占める重量の割合</p> <p>(2) 特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示すること。</p>	<p>公正競争規約施行規則</p> <p>4 規約第 4 条第 3 項に規定する原材料の基準含有量は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 1 種類の原材料を強調する場合は第 1 項（第 3 号、第 4 号及び第 5 号を除く。）に定める基準量の 2 倍以上。</p> <p>(2) 2 種類以上の原材料を使用したものについて強調する場合は、第 2 項に定める基準量の 2 倍以上。ただし、2 種類以上の原材料のうち特定のもののみを強調する場合の基準は、前号によることとする。</p> <p>5 規約第 4 条第 1 項にいう商品名は、最も目立つ商品名をいう。</p> <p>6 規約第 4 条第 2 項の「『果汁入り』、『コーヒー使用』など特に表示する場合」とは、果汁又はコーヒーを使用していることを表示する場合をいう。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>5 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示すること。</p> <p>6 原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、次の基準により表示すること。</p> <p>(1) 国産品であって次に掲げる表示がされているものにあつては、事業者は「国産」等と国産品である旨を容器包装に表示すること。</p> <p>ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(2) 前号について、第3条第1項第8号又は第9号で定める氏名又は名称に「製造」と付記して表示している場合は、この限りではない。</p> <p>7 <u>事業者は、チューインガムの容器包装又は説明書に、賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けた年及び受賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに賞については、受賞した博覧会、展覧会、品評会等の名称を表示しなければならない。</u></p> <p>8 <u>事業者は、チューインガムの容器包装又は説明書に、法令に基づく特許又は実用新案、商標若しくは意匠の登録を受けた旨を表示する場合は、その番号を表示しなければならない。</u></p> <p>(事故品を取替える旨等)</p> <p>第5条 事業者は、チューインガムの容器包装に、事故品を取替える旨をできるだけ表示するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、チューインガムについて、小売店等流通段階における取扱上の注意事項を表示するよう努めるものとする。</p> <p>(その他の表示事項等)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要がある場合は、第3条、第4条及び前条に規定する事項のほか、</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、チューインガムの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) チューインガムでないものがチューインガムであると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について事実と相違するか又は誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) チューインガムが保健、衛生上医薬的な効果、効用があると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 他の事業者のチューインガムを中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(5) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、過大な容器包装を用いること</p> <p>(6) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該チューインガムについて受けたものであると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第9条に規定されるもの</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、チューインガムの内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会がこの規約の施行のために行う事業は、次のとおりである。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p><u>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</u></p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第4条 次に掲げる表示及びこれらに類する表示は、規約第7条の不当表示に該当する。</p> <p><u>(1) 規約第4条の規定に基づき、〇〇△△%使用、無果汁、〇〇香料使用と表示している場合であっても、あたかも果物類そのものを使用しているかのように誤認されるおそれのある表示をすること。</u></p> <p><u>(2) 「天然チクル使用」、「天然チクルがいっぱい」など植物性樹脂について規約第3条第1項第2号の表示（原材料表示）以外に特に表示すること。</u></p> <p><u>(3) 原材料が特に豊富に含まれているか、又は他のものより著しく優良であると誤認されるかのような文言を使用すること。</u></p> <p><u>(4) 「歯をきれいにする」、「むし歯予防」、「消化をたすける」、「疲れを防ぐ」又はこれらに類似するものとして公正取引協議会で指定する文言を用いること。</u></p> <p><u>(5) チューインガムの容器包装の中に玩具等可食物以外のものが入っている場合、この旨を文言、絵、写真などで表示しないこと。</u></p> <p><u>(6) 「最高級」、「極上」等、最上級を意味する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示をすること。</u></p>



公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) <u>不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び防止に関すること。</u></p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) <u>会員に対する情報提供に関すること。</u></p> <p>(10) その他、この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第7条の規定又は第6条の規定に基づいて制定した規則に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 構成事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、前条第1項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認められるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則									
<p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	<p>別記様式1</p> <table border="1" data-bbox="831 786 1305 1122"> <tr><td>名称</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>添加物</td></tr> <tr><td>原料原産地名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名</td></tr> <tr><td>製造者</td></tr> </table> <p>(備考)</p> <p>1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305(1962) (以下「JISZ8305」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。</p> <p>3 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」、「品目」、「<u>種類別</u>」又は「<u>種類別名称</u>」と表示することができる。</p> <p>4 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるものについては、「名称」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「<u>特定原材料</u>」、「<u>フェニルアラニン化合物を含む旨</u>」及び「<u>かんだあとの措置</u>」以外の表示を省略することができる。</p> <p>5 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。</p>	名称	原材料名	添加物	原料原産地名	内容量	賞味期限	保存方法	原産国名	製造者
名称										
原材料名										
添加物										
原料原産地名										
内容量										
賞味期限										
保存方法										
原産国名										
製造者										

公正競争規約	公正競争規約施行規則														
	<p>6 <u>原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。</u></p> <p>7 <u>内容量及び賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</u></p> <p>8 <u>食品表示基準第8条第4号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合には、この様式中、名称の事項を省略することができる。内容量を名称と共に主要面に表示した場合も同様とする。</u></p> <p>9 <u>保存方法及び賞味期限については、規約第3条の規定にかかわらず食品表示基準第3条第3項の規定に基づき、この表示を省略することができる。</u></p> <p>10 <u>輸入品にあつては、原産国名を表示する。</u></p> <p>11 <u>食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。</u></p> <p>12 <u>この様式は縦書きとすることができる。</u></p> <p>13 <u>この様式の枠を記載することが困難な場合は、枠を省略することができる。</u></p> <p>14 <u>規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。</u></p> <p>別記様式 2</p> <table border="1" data-bbox="826 1417 1302 1720"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="831 1424 1297 1458">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="831 1458 1297 1491">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1491 1114 1525">熱量</td> <td data-bbox="1114 1491 1297 1525">kcal</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1525 1114 1559">たんぱく質</td> <td data-bbox="1114 1525 1297 1559">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1559 1114 1592">脂質</td> <td data-bbox="1114 1559 1297 1592">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1592 1114 1626">炭水化物</td> <td data-bbox="1114 1592 1297 1626">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1626 1114 1659">食塩相当量</td> <td data-bbox="1114 1626 1297 1659">g</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</p> <p>2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</p> <p>3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値</p>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g
栄養成分表示															
食品単位当たり															
熱量	kcal														
たんぱく質	g														
脂質	g														
炭水化物	g														
食塩相当量	g														

公正競争規約	公正競争規約施行規則																														
	<p>を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。</p> <p>4 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>別記様式3</p> <table border="1" data-bbox="831 488 1334 1200"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="831 488 1334 528">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="831 528 1334 568">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 568 1145 609">熱量</td> <td data-bbox="1145 568 1334 609">kcal</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 609 1145 649">たんぱく質</td> <td data-bbox="1145 609 1334 649">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 649 1145 689">脂質</td> <td data-bbox="1145 649 1334 689">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 689 1145 730">－飽和脂肪酸</td> <td data-bbox="1145 689 1334 730">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 730 1145 770">－n－3系脂肪酸</td> <td data-bbox="1145 730 1334 770">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 770 1145 810">－n－6系脂肪酸</td> <td data-bbox="1145 770 1334 810">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 810 1145 851">コレステロール</td> <td data-bbox="1145 810 1334 851">mg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 851 1145 891">炭水化物</td> <td data-bbox="1145 851 1334 891">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 891 1145 931">－糖質</td> <td data-bbox="1145 891 1334 931">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 931 1145 972">－糖類</td> <td data-bbox="1145 931 1334 972">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 972 1145 1012">－食物繊維</td> <td data-bbox="1145 972 1334 1012">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1012 1145 1052">食塩相当量</td> <td data-bbox="1145 1012 1334 1052">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1052 1145 1200">たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td> <td data-bbox="1145 1052 1334 1200">mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</li> <li>この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</li> <li>栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。</li> <li>糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。</li> <li>ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム(食塩相当量)」等に代えて表示する。</li> <li>義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。</li> </ol>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	－飽和脂肪酸	g	－n－3系脂肪酸	g	－n－6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	－糖質	g	－糖類	g	－食物繊維	g	食塩相当量	g	たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg
栄養成分表示																															
食品単位当たり																															
熱量	kcal																														
たんぱく質	g																														
脂質	g																														
－飽和脂肪酸	g																														
－n－3系脂肪酸	g																														
－n－6系脂肪酸	g																														
コレステロール	mg																														
炭水化物	g																														
－糖質	g																														
－糖類	g																														
－食物繊維	g																														
食塩相当量	g																														
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg																														

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</li> <li>2 この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</li> <li>3 原料原産地以外の事項のうち、施行日から平成 32 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入されるチューインガムに係る表示については、なお従前の例によることができる。</li> <li>4 原料原産地に関する事項のうち、施行日から平成 34 年 3 月 31 日までに製造され、又は加工されるチューインガムに係る表示については、なお従前の例によることができる。</li> <li>5 原料原産地に関する事項については、計画的にこの規約に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。</li> <li>8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</li> </ol> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</li> <li>2 この施行規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</li> <li>3 原料原産地以外の事項のうち、施行日から平成 32 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入されるチューインガムに係る表示については、なお従前の例によることができる。</li> <li>4 原料原産地に関する事項のうち、施行日から平成 34 年 3 月 31 日までに製造され、又は加工されるチューインガムに係る表示については、なお従前の例によることができる。</li> <li>5 原料原産地に関する事項については、計画的にこの規則に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。</li> </ol>